

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年11月16日（月）10:09～10:26
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|-------|--|
| 委員 | 鈴木 亘 | 学習院大学経済学部経済学科教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 本間 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<提案者>

- | | |
|-------|---------------------|
| 諸橋 省明 | 千葉県副知事 |
| 麻生 恵 | 千葉県商工労働部長 |
| 高橋 俊之 | 千葉県商工労働部産業振興課長 |
| 大浦 芳弘 | 一般社団法人千葉県経済協議会政策委員長 |
| 木村 文和 | 千葉県商工労働部産業振興課産業企画室長 |

<事務局>

- | | |
|-------|---------------|
| 佐々木 基 | 内閣府地方創生推進室長 |
| 川上 尚貴 | 内閣府地方創生推進室長代理 |
| 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進室次長 |
| 塩見 英之 | 内閣府地方創生推進室参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 京葉臨海コンビナート国際競争力強化
- 3 閉会

○藤原次長 では、きょうも国家戦略特区のヒアリングということで、御提案を頂戴した自治体の方々をお呼びしまして、ヒアリングをさせていただくこととなります。

まず最初においでいただきましたのは千葉県の皆さんでして、諸橋副知事ほかの皆様においでいただいております。大変時間が短くて恐縮でございますけれども、20分というところで横並びでやらせていただいておりますので、少し時間がおくれておりますが、10分以

内でプレゼンテーションいただきまして、その後、意見交換とさせていただきます。内容を非公開にしたいという御希望のある場合がありますら、その場でおっしゃっていただければと思います。

本日は八田座長が御欠席でございますので、原さんがその代理ということでお願いをしております。原委員、よろしく願いいたします。

○原委員 お忙しい中を大変ありがとうございます。

では、早速ですが、よろしく願いいたします。

○諸橋副知事 おはようございます。千葉県副知事の諸橋でございます。

本日は、大変お忙しい中、このような機会を設けていただきまして、まことにありがとうございました。

私のほうから、まず簡単に概要というか状況を申し上げますと、今回の舞台は京葉臨海コンビナートでございます。御存じのとおり、高度成長期に集積をされ、生産規模や雇用などの面において、本県経済の要の地域であるとともに、我が国の中でも最大の素材・エネルギー産業の集積地でございます。

他方、高度成長期に立地をした施設がほとんどなものですから、ちょうど施設の更新時期に入ってきておる、あるいは将来の国内需要ですとかグローバル化、そういった状況の中で、各企業とも国内産業の生き残りをかけて、これから設備投資ですとか機械・施設の高度化等々に取り組むという状況がございます。そういった中で、今回の御提案は、京葉臨海コンビナートの投資の活性化を促して、国際競争力を目指そうと、そのために必要とされる規制改革ですとか新たな制度の創設を提案するものでございます。

この後、担当のほうから、背景ですとか内容、あるいは今度、事業者の方のほうからは、千葉県経済協議会を代表いたしまして、求める規制改革の具体的内容について順次御説明をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○高橋課長 千葉県産業振興課長の高橋でございます。パワーポイントの資料の前半部分を用いて御説明申し上げたいと思います。

4 ページ目から始めさせていただきたいと存じます。「京葉臨海コンビナートの特性と課題」というペーパーでございます。

左上のグラフにございますように、石油、化学、鉄鋼の3つの分野で、この地域の出荷額の約9割を構成しておりますが、右上に記しましたように、いずれの産業におきましても、国内需要の縮小、国際競争力の激化に対応すべく、生産設備の効率化などの投資が求められているところでございます。

一方、左下をごらんいただきまして、立地環境の特性に記してございますとおり、この地域の埋め立てには、海底の浚渫土砂が用いられておりますことから、そこにもともと含まれていたごく微量のヒ素やフッ素が検出されることがございます。しかし、他方で、この地域は住宅地から隔絶していること、また、地下水も陸側から海側へ流れているということなどから、コンビナート内での土地活用によって周辺住民の健康リスクを生じさせな

いような立地環境になっているわけでございます。

このように、もともとの土地に含まれていた自然由来の物質につきましては、事業者の責任に帰さないものとして、従来、土壤汚染対策法の対象外であったわけですが、右下に記しましたとおり、平成22年の法改正の際の施行通知によりまして、法の運用の変更が行われまして、自然由来の物質も規制対象とされました。そして、それに伴い、競争力強化のために設備投資を行おうとする事業者にとっては、土地の調査段階、また、最終的な処分段階に至る一連の過程で新たな負担が課されることとなったものでございます。

このような中、資料には記載ございませんが、平成23年の規制改革の閣議決定におきまして、自然由来に係る負担軽減措置や継続的な見直しを行うことが盛り込まれたことを受けまして、その後、右下の3行に書いてございますように、自然由来特例区域という区域が設定され、一定の緩和措置が講じられておりますが、この区域は公有水面の埋め立て地域を対象外としておりますため、臨海コンビナート地域につきましては、実質的な負担軽減とはなっていないのが現状でございます。

その後、本年3月には、経団連、本県、千葉県経済協議会等で規制改革会議のワーキンググループに出席して、意見陳述等をさせていただきましたところ、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」で再度この論点を取り上げていただき、そこでは「事業者等の意見を踏まえながら、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする」観点から見直すとされるとともに、「日本再興戦略」におきましても、立地競争力の強化のために新たな仕組みを国家戦略特区で開始することといただいているところでございます。

続く5ページには、私どもの提案の事業や効果を記してございます。左側の欄は生産設備の高度化の視点でございまして、企業の枠を超えて製油所の設備の統合や一体運用をするような計画。あるいは自社の生産設備を集約・効率化するなどの計画がございまして、一部は着工に移ってきております。

さらに、中央の欄にございますように、遊休地の活用を図りながら、右の欄にありますように、石油精製産業を中心に総合エネルギー産業への転換に向けまして、約8,000億円規模の発電設備の事業投資も計画されているところでございます。こうしたことにより、首都圏への安定・安価な電力供給の拠点としての役割も高まるものと考えております。

次に、6ページに移らせていただきます。このページでは、「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」で示された観点、上から3行目に記してございますが、これを踏まえて、私どもとして2つの論点を示してございます。

左側の論点は、土壤の調査命令の判断基準についてでございます。法律第4条の規定によりまして、特定有害物質によって汚染されているおそれが認められるときは、事業者の責めに帰さない場合であっても、土壤調査に関する新たな負担が生じてしまうわけですが、一方、特定の工場を廃止する際の措置を規定した法第3条を下に引用してございますが、こちらでは、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと確認されるときは、調査命令が猶予できるとされているところでございます。京葉臨海コンビナートは、周辺

リスクに関して、先ほど御説明したような立地特性がございますことから、この3行目に記しました健康リスクに応じた必要最小限の規制とするという閣議決定の観点に即しまして、一定の条件のもとで調査命令を猶予するなどの負担軽減が可能ではないかというのが1点目の論点でございます。

2点目は、右側の土壌処理の方法についての論点でございます。立地企業は、自然由来の物質であっても、土壌の処理について新たに多額の負担を負うこととなったため、実際に各事業所においては、設備更新などで発生した土壌を自社の敷地の中にため置くといったような対応でしのいできておりますが、既に敷地の余裕が失われてきているところも生じてきているのが実態でございます。

こうした処理につきましても、海底浚渫土による自然由来物質のみが問題となるような場合におきましては、「人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする」という先ほどの観点到立ちまして、一定の条件下で負担軽減が認められないかと考えているところでございます。

以上、2つの論点につきまして、立地企業の視点から求める具体的な提案につきましては、引き続き、千葉県経済協議会から御説明いたします。

○大浦政策委員長 千葉県経済協議会政策委員長の大浦でございます。

私のほうから、規制改革の具体的な提案について御説明いたします。パワーポイントでは7ページ以降になります。3つの提案を掲げております。

まず、8ページをご覧ください。形質変更時の自然由来物質に係る規制基準の緩和でございます。こちらは、法第4条に係る提案でございますが、京葉臨海コンビナートでは、陸上または地下水経路による周辺住民の健康へのリスクがないと考えられますので、海域への流出による汚染拡散・健康被害を防止することに必要な規制とした場合でも、法の趣旨を損なうことにはならないのではないかと考えています。具体的に言いますと、適用される基準を臨海工場から海域への排出に適用されている水質汚濁防止法と同等な基準に改めるというものでございます。

次に、9ページをご覧ください。ここは、形質変更時の調査要件の緩和に関してでございます。法第3条や法第5条と同じように、法第4条についても、調査命令の判断を人の健康に係る被害が生ずるおそれの有無を加味して行い、健康被害のおそれがないと認められる場合には、調査猶予の扱いとすることを提案するものでございます。

最後になりますけれども、10ページをご覧ください。先ほどの説明で、6ページに記載しております新たな土壌処理方法の追加を実現するための提案でございます。もともと海底浚渫土で造成されております京葉臨海コンビナートにおいて、基準適用で問題となるのが、海底浚渫土による自然由来物質のみの場合には、一定の条件下において、人の健康へのリスクをもたらさないと考えられる海域への投入を新たな処分方法として提案するものでございます。当然のことながら、海域への投入に関しては、海洋環境への影響が軽微であることが条件となりますので、こうした観点から、海底浚渫土による自然由来物質のみ

が問題となる土壌であること、さらに、海域へ排出する際に適用される水質汚濁防止法の基準を下回ること、海域への投入処分に適用されます海洋汚染防止法に基づく環境影響評価等の手続を遵守すること、こういった条件下において、海域への投入処분을新たな処分方法として認めることができないかという提案でございます。

10ページの下に表を記載しておりますけれども、現在、海域への投入処分につきましては、海洋汚染防止法のもとで、建設汚泥や水底土砂といった幾つかの区分に応じた基準に従い実施されております。建設汚泥は、さまざまな有害物質が含まれる可能性があることから、土壌汚染対策法と同程度の基準が適用されています。ただ一方、水底土砂については、水質汚濁防止法と同程度の基準が適用されているのが現在の状況でございます。京葉臨海コンビナート内における海底浚渫土における自然由来物質のみが問題となる土壌に限定して、例えば水底土砂と同様な基準による海域への投入処분을可能とし、その処分方法を、土壌汚染対策法のもとでの処分方法にすることができないかという提案でございます。

以上、規制・制度改革のための具体的な提案について説明させていただきました。

以上でございます。

○原委員 大変ありがとうございました。

先に1点確認をさせていただきますと、3点御提案をいただいているのは、法律の条文の問題というよりも、むしろ運用についての、例えば調査猶予することについての判断基準であるとか、そういった基準の問題という理解でよろしいのでしょうか。

○木村室長 規制改革提案の①、②に関しましては、確かにそういう面もありますが、③につきましては、現在、法律の中に規定がないということできない状態になっているものを新たに追加するという提案も含まれております。

○原委員 それは、この6ページにある条文で読むと、これはどう読むのでしょうか。法律上は単に委託しなければいけないということだけれども、どこで制約されている。

○木村室長 この委託の方法として、現在のところ、陸上において許可を受けた業者が設けている処分場等に委託して出していくということになるわけですが、海洋投入という形での処分方法は、この委託の形であっても認められていない状態になっております。

○原委員 それは法律上の規定ですか。

○木村室長 どちらかといいますと、我々はこの18条の中にそういったものを文言としてもし含めていただけるのであれば、そういった運用も可能ではないかと考えております。ただ、委託の中の手段の方法として追加が可能ということであれば、法律というよりは、そういった別の形の運用も可能ではないかと思えます。

○原委員 余り時間もありますので、事務的にまた調整をさせていただければと思えますけれども、あと何か御質問ございますでしょうか。

事務局から、これは別途協議もしてございますけれども、その状況はどの程度、今、お話を。

○藤原次長 これは、先ほど御指摘があったように、規制改革会議では来年度ということでは結論が出ているのですけれども、再興戦略の中では、特区の中で比較的軽微なものにつ

いて仕組みをつくっていくということなのですが、これはワーキンググループでも何度か御議論させていただいているのですが、環境省の土壤汚染対策法の仕組みの中で、自然由来の物質に係る特区というものがあるのですね。その特区に限って、全国80カ所ぐらいあるようだけれども、特に東京圏だと神奈川県内で3カ所ぐらいしかないのですが、この特区の中での調査項目、審査項目、物質の項目、幾つかの項目を少し免除するような形でやれないかという提案が出てきています。これは恐らくホームページでも公開させていただいているのですが、そういう意味では、私どもが期待していた内容に比べますと措置がかなり軽いのですが、一応この方向で省令改正のようなものを環境省としては考えているということで、とりあえずこの第一歩ということでやっていただきますが、到底これではワーキンググループで想定したものになっていないものですから、引き続き議論を続けていくというところで、一応、現状、終わっているという状況です。

また、今日、千葉県様のほうからもこういったお話をいただきましたので、さらに多角的に、環境省とさまざまな議論が必要かなと事務局としては考えているところでございます。そんな状況でございます。

○原委員 ありがとうございます。

これまでに環境省で準備されているのはちょっと別の視点での御提案をいただいておりますので、またこれも引き続き、協議していくということかと思えます。

あと何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

では、どうも大変ありがとうございました。